最終更新日：2020年7月10日

株式会社福島銀行
取締役社長　加藤容啓
問合せ先：総合企画部　024-525-2525
証券コード：8562
https://www.fukushimabank.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は次のとおりです。
・株主・取引先をはじめ市場や社会の信頼を維持していくため、業務の健全性及び適切性を確保する。
・業務の健全性および適切性を確保するため、経営管理を有効に機能させる。
・経営管理を有効に機能させるため、役員および各組織がそれぞれの役割と責任を果たす。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コードの各原則については、全てを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

（特定の事項を開示すべきとする原則に基づく開示）

【原則1－4】政策保有株式
1．政策保有株式については、地域金融機関として、当行の中長期的な企業価値向上に資すると判断する場合に保有いたします。
地元企業につきましては、取引先との長期的・安定的な関係の構築及び事業戦略上における協力関係の強化を図る等の観点から保有の是非を判断しております。その他の政策投資につきましては、売却または残高圧縮を基本方針としております。

2．保有状況につきましては、毎年取締役会に報告し、個別銘柄毎に保有意義の検証を実施しております。

3．議決権行使にあたっては、短期的な業績や株価等に基づいた外形的・画一的な判断ではなく、非財務情報も踏まえ、かつ当該企業との取引関係や長期的な収益見通し等を踏まえた上で、政策投資担当部署が個別議案に対し賛否の決定を行っております。

4．個別議案別議決権行使ガイドライン
（1）剰余金処分に関する議案
企業の成長性や収益性との適切なバランスが保たれた分配配当であるかを審議し、賛否を決定いたします。
（2）取締役・監査役選任議案
A．取締役・監査役候補者については、期待される役割を全うしうる資質を有しているかを求めます。
B．社外取締役・社外監査役候補者については、その監督機能を果たすために十分な独立性の確保と期待される役割を果しうる諸条件を満たしているかを求めます。
（3）役員報酬等に関する議案
役員報酬、退任取締役及び退任監査役への退職慰労金の贈呈、ストックオプション等については、業績や株主への利益配分に照らして妥当性を審議して賛否を判断いたします。
（4）その他議案
A．定款変更に関する議案
B．組織再編に関する議案
C．買収防衛策に関する議案
D．株主提案に関する議案 等

当該提案が株主価値の保全・向上に資するものか、既存株主の権利を不当に制限するものでないかを審議し、賛否を決定いたします。

【原則1－7】関連当事者間の取引
当行では、役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合において、かかる取引が会社および株主共同の利益を害することのないよう、以下の体制を整備しております。
（1）役員については、銀行の承認なく競業取引ならびに自己取引を行うことは役員規程により禁止されております。
（2）関連当事者を含めたお取引先との取引については、利益相反管理態勢の基本方針および利益相反管理規程を定め、利益相反のおそれのある取引事案については取締役会に報告し、協議することにしております。

【原則2－6】企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮
当行は、企業年金を廃止しております。

【原則3－1】情報開示の充実
1．当行は、中期経営計画を策定し、会社の目指すところや経営戦略、経営計画を開示しております。

2．当行では2008年7月にリスク管理の基本方針の整備を行い、経営管理（ガバナンス）の基本方針を定めております。基本的な考え方は次のとおりです。
（1）当行が株主・取引先をはじめ市場や社会の信頼を維持していくためには、業務の健全性および適切性を確保しなければならない。
（2）業務の健全性および適切性を確保するためには、当行の経営管理が有効に機能しなければならない。
（3）経営管理が有効に機能するためには、役員および各組織がそれぞれの役割と責任を果たさなければならない。

3．当行は、取締役・執行役員の報酬について役員規程により定めております。具体的には、取締役の報酬は、総額を株主総会において定め、各取締役への配分は取締役会において決定することとしております。また、執行役員の報酬は取締役に準じて取締役会において定めるものとしております。

4．当行は、取締役・執行役員の選解任について役員規程に定めております。
取締役を新任または再任するときは、取締役会が推薦し、株主総会の決議により決定することにしております。また、役員規程に、不適格事由と懲戒手続きを定め、取締役の解任は、取締役会が発議し、株主総会で決議することも定めております。なお、取締役会規程にも「取締役及び取締役会に関する事項」として、「代表取締役の選定及び解任」「役付取締役の選定及び解任」を定めております。
執行役員の選解任については、取締役会の決議により、決定することにしております。

5．代表取締役をはじめとした経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際には、取締役会において個々の選任・指名についての説明がなされております。また、解任する場合も取締役会において説明することを定めております。なお、現在まで解任された取締役はおりません。

【補充原則 4－1－1】経営陣に対する委任の範囲
取締役会で決定すべき事項は1．のとおりです。それ以外の事項は経営陣に委任されております。ただし、2．に掲げる重要事項については取締役会に報告することになっております。

1．取締役会決議事項
株主総会に関する事項、取締役及び取締役会に関する事項、執行役員に関する事項、決算に関する事項、株式に関する事項、組織および使用人に関する事項、重要な財産の処分及び譲受け、多額の借財、経営方針等の策定、その他の事項

2．取締役会報告事項
自己査定の結果及び償却・引当結果、内部監査結果に関する重要な事項、法令等遵守の状況、その他当行の経営に関する重要事項

【原則4－8】独立社外取締役の有効な活用
当行は、取締役7名中3名の社外取締役を選任しております。また、監査役を含めた役員11名中社外役員は5名（社外取締役3名、社外監査役2名の計5名）と社外役員比率は45%を占めております。なお、社外役員5名全員、独立社外役員として東京証券取引所に届出をしております。

【原則4－9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
1．当行は独立社外取締役の選任にあたり、経営監督機能を発揮するために、当行からの独立性の確保を重視しております。
＜社外役員の独立性判断基準＞
当行では、社外役員の独立性について、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を充足するとともに、現在または最近において、以下の各要件に該当しない場合、独立社外役員に該当するものといたします。

1．当行を主要な取引先とする者、またはその業務執行者。
2．当行の主要な取引先とする者、またはその業務執行者。
3．当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家。
4．当行から一定額超の寄付、助成を受けている者、またはその業務執行者。
5．当行の主要株主、またはその業務執行者。
6．次に掲げる者（重要でない者は除く）の配偶者および二親等以内の親族。
（1）上記1．から5．に該当する者。
（2）当行およびその子会社の業務執行者。
7．その他、当行の一般株主との間で上記1．から6．までで考慮されている事由以外で恒常的に実質的な利益相反関係が生じるおそれがある者。

【各種定義】
＊「最近」とは、実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。
＊「当行を主要な取引先とする者」とは
・通常取引：直近事業年度における年間連結総売上高に占める当行の割合が2％以上の取引先。
・融資取引：当行が最上位の与信先であり、かつ、当行の融資方針の変更が重大な影響をあたえる取引先。
＊「当行の主要な取引先とする者」とは
・融資取引：当行の総資産の1％以上の貸付を行っている主要な取引先。
・預金取引：当行の総預金の1％以上の預金を受けている主要な取引先。
＊「多額」とは、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金額。
＊「一定額超」とは、過去3年間の平均で年間1,000万円を超える金額。
＊「主要株主」とは、直近の事業年度末時点において、総議決権の10％以上の議決権を直接または間接的に保有する者、または企業等をいう。
＊「重要」とは、役員・部長クラスの者をいう。

【補充原則4－11－1】取締役会の構成に関する考え方
1．取締役会規程において、取締役会の役割を、（1）業務の執行を決し、監督に当たること、（2）業務の健全かつ適正な運営を確保するとともに企業価値を維持増大させるためコーポレートガバナンスの充実強化を図ることと定めております。これらを実行するため、銀行内外を問わず

広汎な知識･見識と経験･実績を有する者でバランスよく取締役会が構成されるよう人選しております。

2．また、取締役会の規模につきましては、定款に10名以内と定めておりますが、当行の規模に見合っていると認識しております。

【補充原則４－１１－２】取締役･監査役の兼任状況
当行の取締役、監査役、社外取締役、社外監査役について、他の上場会社の役員を兼任している者はおりません。

【補充原則４－１１－３】取締役会の実効性評価
当行では、各取締役および監査役を対象にアンケート調査を行い、取締役会の構成、取締役会および取締役の役割･運営について評価を実施しております。そのうえで2020年4月の取締役会において、取締役会全体の実効性は十分確保されていることを確認しております。また、取締役会における議論のさらなる活性化に取り組んでいくことを課題として共有しております。

【補充原則４－１４－２】取締役･監査役の対するトレーニング方針
1．取締役･監査役に対して、それぞれの役割や責務を果たす上で必要となるトレーニングの機会を継続して提供します。

2．取締役･監査役のトレーニングに関する費用は、当行が全額負担いたします。

【原則５－１】株主との建設的な対話に関する方針
1．投資家向け広報活動の一環として2003年5月から年2回県内地区別決算報告会および東京において年1回決算報告会を開催し、積極的な情報開示に努めております。今後も継続実施する方針としております。

2．株主との対話を積極的に行なうことを目的に2007年3月に財務広報チーム内に「株主･株券担当」を設置し、現在は経営企画課「株主様相談所」として、株主の皆様からのご質問等にお答えしております。

なお、その他のコーポレートガバナンス･コードに関する当行の取組み状況及び取組み方針につきましては、当行のホームページに掲載しております。(https://www.fukushimabank.co.jp/)

2．資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
ＳＢＩホールディングス株式会社	5,000,000	17.87
日本トラスティ･サービス信託銀行株式会社 (信託口)	994,300	3.55
株式会社ＳＢＩ証券	947,494	3.38
日本トラスティ･サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	704,300	2.51
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	689,200	2.46
福島銀行従業員持株会	537,793	1.92
株式会社アラジン	393,100	1.40
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	390,800	1.39
日本トラスティ･サービス信託銀行株式会社(信託口5)	375,500	1.34
双葉不動産建設株式会社	273,100	0.97

支配株主 (親会社を除く) の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

割合 (%) につきましては、発行済株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合です。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	銀行業

直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
纐纈　晃	他の会社の出身者											
二瓶　由美子	他の会社の出身者											
五味 廣文	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
纐纈　晃	○	独立役員として選任しております。	長年にわたる企業経営経験、また大学客員教授（技術者倫理担当）として、組織運営、マーケティング、倫理等に関し専門的な知識を有しており、その幅広く高度な知識、経験等を引き続き当行の経営に生かしてもらいたいため。

二瓶　由美子	○	独立役員として選任しております。	長年にわたり桜の聖母短期大学等で教鞭を執り。法律学、女性学等の専門的な知識を有しているほか、福島地方労働審議会委員など数多くの公職を歴任し、その幅広く高度な知識、経験等を引き続き当行の経営に生かしてもらいたいため。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
五味 廣文	○	独立役員として選任しております。	大蔵省（現財務省）に入省し、金融庁検査局長、監督局長を歴任し、2004年から3年間金融庁長官を務められた。 退官後は民間企業の顧問や社外取締役として企業経営に携わられた。金融行政、企業経営に対する幅広い高度な知識と経験を生かし、当行の経営に指導、助言をしていただきたいため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当行は、監査役が4名おり、うち2名が独立社外監査役であります。2名の社外監査役は弁護士と大学教授であり、それぞれ各分野において高い専門知識や豊富な経験を有しており、それらの知識や経験を活かして意見を述べております。
　監査役は、取締役会や監査部の監査結果に係る検討会への出席のほか、本支店の業務監査を行うなど、業務及び財産の状況に関する調査等を実施しております。
　監査役と会計監査人は、定期的な会合を持つほか適時に会合を持つなど、緊密な連携を保ちながら積極的に意見交換及び情報交換を行い、効率的な監査を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
新開　文雄	弁護士													
鈴木 和郎	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
新開　文雄	○	独立役員として選任しております。	弁護士として法的な専門知識と経験を有しているほか、福島県労働委員会会長や福島県弁護士会会長など数多くの公職を歴任し、その幅広い高度な知識と経験を当行の監査に生かしていただきたいため。なお、同氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。
鈴木 和郎	○	独立役員として選任しております。	永年監査法人の業務に従事し、この間、福島県内上場企業の会計監査人や福島県の包括外部監査人を歴任された 他、福島地方最低賃金審議会会長なども務められている。2017年に鈴木和郎公認会計士事務所を開設。その幅広く高度な知識、経験等を当行の経営監査に生かしてもらいたいため。なお、同氏は過去に会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員は、すべて独立役員に選任しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

当面ストックオプションの導入の予定はありません。
株主総会において取締役の役員報酬の月額（上限）を予め定めております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役に対する前年度（2019年4月から2020年3月）の報酬等の総額は、支給人数7名で76百万円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役および社外監査役については、取締役会の事務局である総合企画部が議案の事前説明を行うとともに、必要に応じて業務主管部から説明を行うなど、適宜職務の補助を行っております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

（1）当行の取締役会は、2020年6月23日現在7名で構成され、監査役4名の参加により原則月2回の定例取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催しております。また、取締役会には、執行役員4名も参加しており、経営の意思疎通を図っております。取締役会は、法令及び定款に定められた事項や経営に関する重要事項を決定するほか、取締役の職務遂行を監督しており、銀行業務遂行の健全且つ適正な運営を確保するとともに企業価値を維持増大させるため、コーポレート・ガバナンスの充実強化を図っております。なお、取締役会で決定する重要事項のなかには、内部統制システムやコンプライアンスに関する事項も含めており、これらの業務遂行の意思決定機関としております。

（2）当行は監査役会制度を採用しております。監査役会は2020年6月23日現在、監査役4名で構成され、このうち2名は当行と利害関係のない社外監査役です。監査役は、原則月2回開催される監査役会へ出席し、業務及び財産の現況調査を通じて各取締役の業務執行状況を監査するとともに、常勤監査役は、監査結果検討会に出席し、適切な助言・提言を行っております。
また、監査役と内部監査部署との会議が毎月1回行われており、本部、営業店監査報告等を通した意見交換と情報の共有化を図るとともに、内部統制の実態や問題点の把握が速やかに行える体制となっております。

（3）連結報酬等の総額が1億円以上である者は存在しておりません。

（4）取締役の報酬は、報酬の総額を株主総会で定め、各取締役への報酬等は取締役会において決定するものとしております。監査役の報酬等の協議については、監査役全員の同意がある場合には、監査役会において行うことができるとしております。
役員退職慰労金制度は、2010年4月27日の取締役会で廃止を決議し、2010年6月22日の株主総会で打ち切り支給することを決定しております。

（5）公認会計士法第2条第1項に規定する監査証明業務に基づく報酬は58百万円であります。

（6）会計監査人は有限責任監査法人トーマツに依頼しており、監査業務を執行した公認会計士及び監査業務に係る補助者の構成は、以下のとおりです。

A．監査業務を執行した公認会計士の氏名（継続監査年数は、全員7年以内であるため記載しておりません）
墨岡 俊治
石坂 武嗣

B．監査業務に係る補助者の構成
公認会計士5名、公認会計士試験合格者等2名、その他10名

（7）取締役の定数及び選解任の決議要件

A．取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。

B．取締役の選任決議にあたっては、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。なお、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当行は、社外取締役3名と社外監査役2名を選任しており、取締役会および監査役会への出席により経営の監視機能が十分に発揮できる体制が整っていることから、コーポレート・ガバナンスの実効性は十分に確保できる体制にあると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2020年5月29日に発送済みであります。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を避けた日時を設定し、多くの株主の皆様の出席を望んでおります。
電磁的方法による議決権の行使	2016年6月23日に開催した株主総会から電子投票を導入しております。
招集通知（要約）の英文での提供	2016年6月23日に開催した株主総会から英訳の招集通知を作成し、東証および当行ホームページに掲載しております。
その他	個別注記表及び連結注記表並びに業務の適正化を確保する体制を当行のホームページに掲載し、Webにより開示しております。 また、株主総会の招集通知はホームページにも掲載しており、わかりやすい情報開示に努めております。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	毎年、社長が福島県内の福島市、郡山市、会津若松市、いわき市、白河市および南相馬市の6地区に出向き決算内容の説明会を実施しておりますが、2020年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催を見送りいたしました。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年、アナリスト・機関投資家向けに説明会を実施しておりますが、2020年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催を見送りいたしました。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示情報、有価証券報告書又は四半期報告書等をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総合企画部が対応しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当行では、新中期経営計画「新生ふくぎん3Cプロジェクト」を基本理念に掲げ、その主要施策である、「お取引先企業の課題解決のための適切な商品・サービスの提供」、「個人のお客様の夢の実現のための適切な商品・サービスの提供」、「経営基盤の再構築と経営の効率化」、「顧客・地域の要請に応えられる能力を持った行員の育成」、「地域の活性化を目指した地域貢献」に積極的に取組んでいくことで、お客様との絆を大切に、お客様同士の絆を創造し、次の世代に繋いでまいりたいと考えております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	自然環境保護および地域創生・地域経済の活性化を支援する「ふくぎん「ふくしま応援寄付型私募債」」の発売や、「公益信託福島銀行ふるさと自然環境基金」助成金の支援を行うほか、授産施設製品の展示即売会の開催等を行っております。
その他	女性の活躍促進に向けて、組織の活性化が必要不可欠であり、女性のキャリアアップを支援し、更なる活躍ができるよう積極的に取り組むことは重要であると考えております。 2020年3月末時点での女性管理職の割合は、全体の21.5%であります。前年末に対し0.9%アップしております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当行は、取締役会において、「内部統制に関する基本方針」及び「財務報告に関する内部統制の基本方針」を定め、内部統制システムの充実を図っております。当行は、これを法令による外部からの他律的な強制と捉えず、リスクの所在を発見し、その事前防御策を用意する自律的な仕組みと捉えており、内部統制の充実は内部管理やリスク管理の強化、更には収益力の向上に通じると確信し、日々そのレベルアップに努めております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当行は、2008年12月22日に制定した「反社会的勢力に対する基本方針」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、関係を遮断することを定め、このための取組みを行っております。さらに、この取組みを一層強化するために、2009年7月1日より銀行取引約定書と2010年4月27日より預金規定等に、反社会的勢力との取引の停止や解約に関する規定を盛り込んでおります。

これに加えまして、東日本大震災復興事業に関する暴力団介入事案の発生が危惧されていることも踏まえ、反社会的勢力の排除を一層適切かつ有効に行えるよう2012年2月より融資取引、当座勘定規定の暴力団排除条項を、実態に即してより明確化するよう改正いたしました。

また、反社会的勢力に対応する統括部署を明確にするとともに、問題発生時の具体的対応を記す行動指針を整備し、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関などとも連携をとりつつ、反社会的勢力との関係遮断･関係解消のための取組みを積極的に推進しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

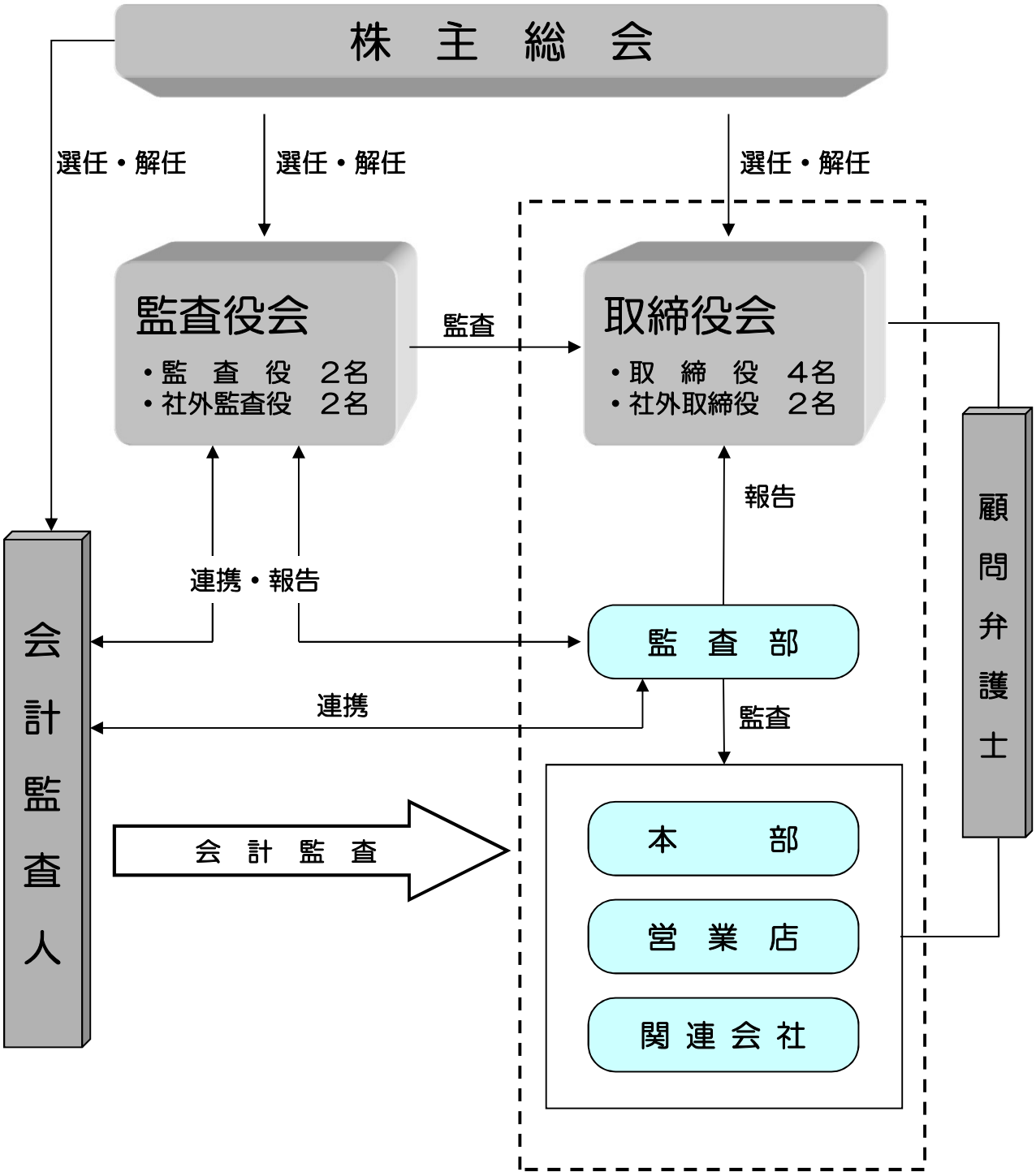
該当項目に関する補足説明

―――

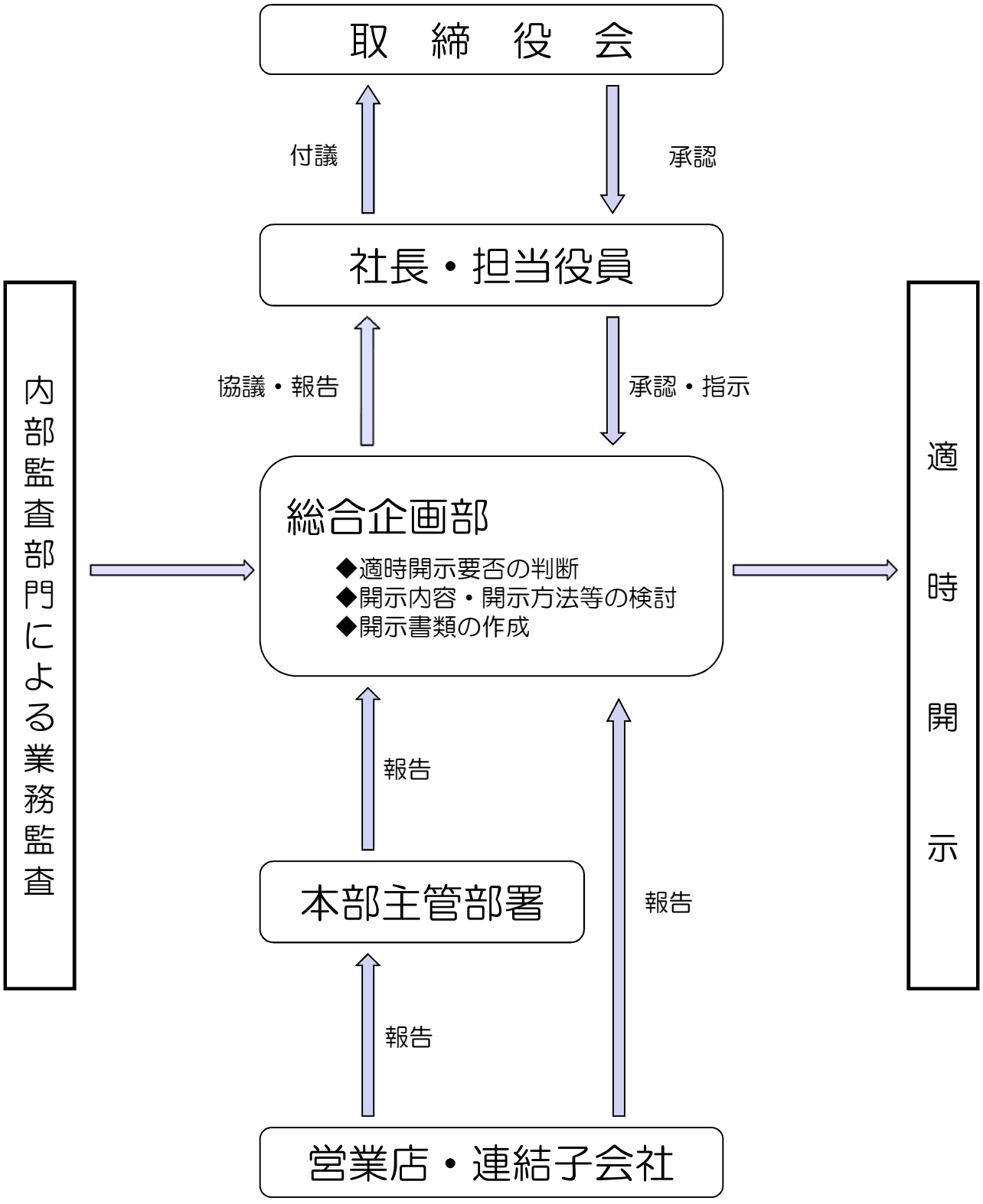
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

【コーポレート・ガバナンス体制図】



【適時開示体制図】


取　締　役　会
付議
承認
社長・担当役員
協議・報告
承認・指示
内部監査部門による業務監査
総合企画部
◆適時開示要否の判断
◆開示内容・開示方法等の検討
◆開示書類の作成
適時開示
報告
本部主管部署
報告
報告
営業店・連結子会社